雇用保険適用事業所を設置する場合の手続きについて

二元

- ★事業所の事業内容により「一元適用」と「二元適用」に分かれます。
 - ・一元適用・・・二元適用事業以外の者
 - ・二元適用・・・建設、農林水産、都道府県、市町村ならびにこれらに準ずるものの行う事業

◆手続きの流れ

- ◆「労災保険」に関することは、労働基準監督署
- ◆「雇用保険」に関することは、ハローワークへ必要書類を提出してください。

◆ハローワークへ提出する書類

- □ 雇用保険適用事業所設置届
- □ 労働保険 保険関係成立届
- □ 労働保険 概算保険料申告書
- 事業所の実在、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況、ほかの社会保険の加入状況を証明することができる書類

法人

- ①登記事項証明書(6か月以内のもの)
- ②事業所の所在地が確認できる書類(登記所在地と異なる場合)
- ③不動産契約書(事務所等が賃貸の場合)
- ④事業所の名称、所在地および事業の実態が確認できる書類
 - ・監督官庁の許認可証(建設、飲食、不動産、旅行、医療等)
 - 登録証(税理士、会計士、司法書士、賃貸業等)
 - 税務関係(事業開始届、確定申告書等)
 - 社会保険関係届出書控
 - ・取引先発行の契約書、見積書、納品書、領収書等
 - ・公共料金の領収書(電気、ガス、水道等)

個人

- ①事業主世帯全員の住民票
- ②不動産契約書(事務所等が賃貸の場合)
- ③事業所所在地および事業の実態が確認できる書類
 - 監督官庁の許認可証(建設、飲食、不動産、旅行、医療等)
 - 登録証(税理士、会計士、司法書士、賃貸業等)
 - 税務関係(事業開始届、確定申告書等)
 - 社会保険関係届出書控
 - 取引先発行の契約書、見積書、納品書、領収書等
 - ・公共料金の領収書(電気、ガス、水道等)

| | | /口 // | 그라 /ㅁ | D수 크로 | 2777 +77 T | | |
|-----|------------|-------|---------|-------|------------|-------|---|
| 1 1 | # — | ᄺ | 4HD 1- | | | ᄆᅛᄰᆕᇅ | + |
| | ÆП | ᄍᄱᅑ | 17X I/N | ᅜᄆ | 듯 ''ㅁ. | 取得属 | _ |

雇用保険に以前加入していた方の場合は、本人より雇用保険被保険者番号を確認してください。 被保険者番号が不明の場合は、備考欄に前職(雇用保険加入)の社名(法人名)を記入してください。 併せてマイナンバーの確認もお願いします。

□ 労働者の雇用実態、賃金の支払い状況等を証明できる書類 労働者名簿 • 出勤簿(タイムカード) • 雇用契約書 • 賃金台帳